

発電用原子炉の設置変更許可に関する意見の聴取について

－大山生竹テフラの噴出規模の見直しへの対応－

原子力規制委員会から、以下の関西電力（株）の3発電所について、
発電用原子炉の設置変更許可に関する意見の聴取がありました。

○関西電力（株）美浜発電所3号

○関西電力（株）高浜発電所1号、2号、3号、4号

○関西電力（株）大飯発電所3号、4号

以上

原規規発第 2103179 号
令和 3 年 3 月 1 7 日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号
発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、2019年9月26日付け関原発第237号（2021年
1月26日付け関原発第554号及び2021年2月26日付け関原発第59
7号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹
から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律
第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、
審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3
の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の
3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、
別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意
見を求める。

(別紙)

関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

2019年9月26日付け関原発第237号（2021年1月26日付け関原発第554号及び2021年2月26日付け関原発第597号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成13年6月22日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号発電用原子炉施設の変更）の概要について

令和3年3月

原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 関西電力株式会社
住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号
代表者の氏名 取締役社長 森本 孝

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
名 称 美浜発電所
所 在 地 福井県三方郡美浜町丹生

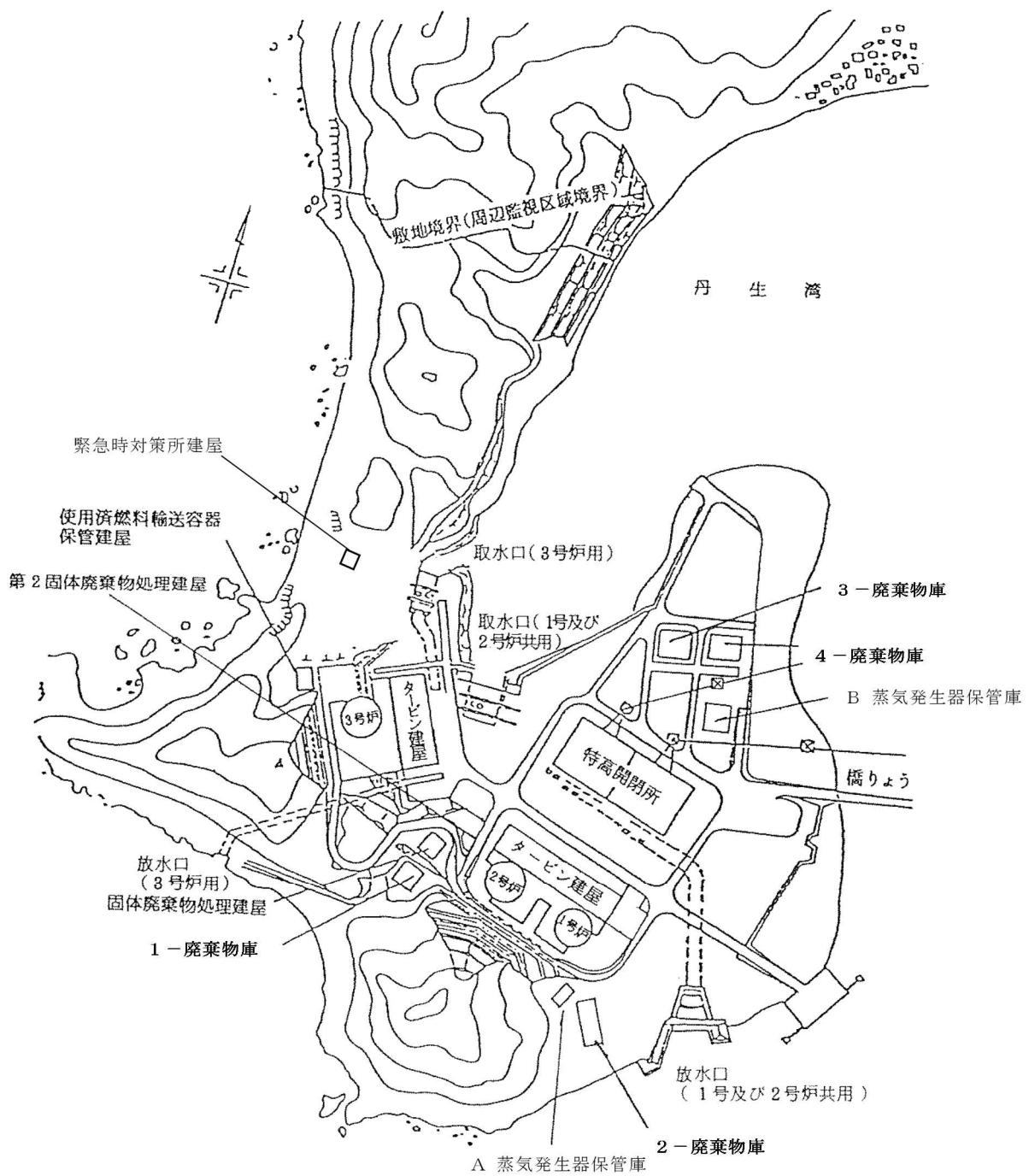
(3) 変更の内容

昭和41年12月1日付41原第4592号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた美浜発電所の原子炉設置変更許可申請書の記載事項のうち、次の事項の記述の一部を改めている。

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

(4) 変更の理由

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第1項の規定に基づく命令について（原規規発第1906193号令和元年6月19日）」を受けたため、降下火砕物の最大層厚を見直し、関連する記載の一部を変更する。



参考図 発電所全体配置図

原規規発第 21031710 号
令和 3 年 3 月 1 7 日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可(1号、
2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する意見の聴取
について

上記の件について、2019年9月26日付け関原発第239号(2021年
1月26日付け関原発第555号及び2021年2月26日付け関原発第59
8号をもって一部補正)をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹
から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律
第166号)第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、
審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3
の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の
3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、
別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意
見を求める。

(別紙)

関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

2019年9月26日付け関原発第239号（2021年1月26日付け関原発第555号及び2021年2月26日付け関原発第598号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、1号及び2号発電用原子炉施設については平成28年4月20日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと、並びに3号及び4号発電用原子炉施設については平成27年2月12日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の概要について

令和3年3月

原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 関西電力株式会社
住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号
代表者の氏名 取締役社長 森本 孝

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
名 称 高浜発電所
所 在 地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦

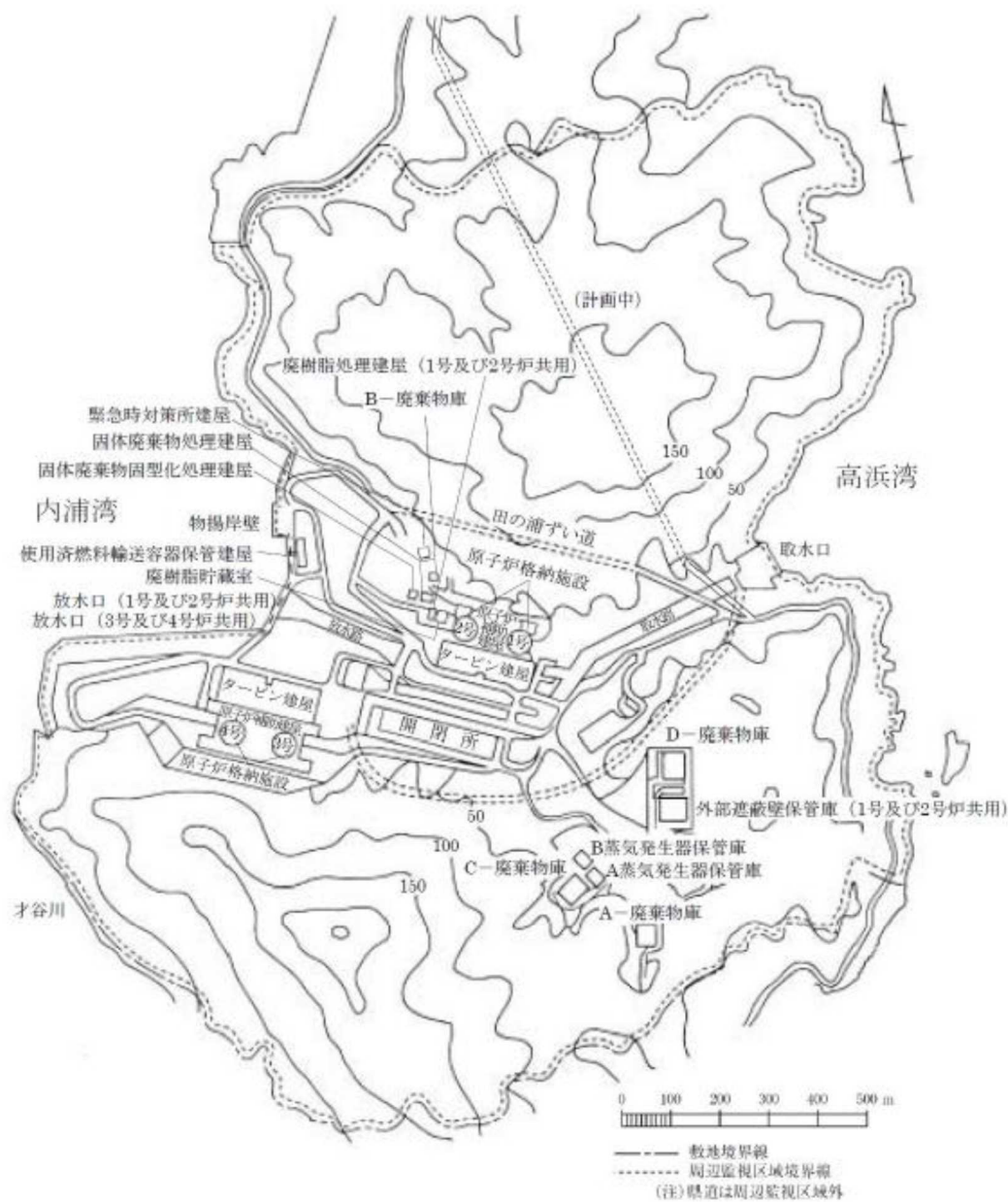
(3) 変更の内容

昭和44年12月12日付44原第6143号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた高浜発電所の原子炉設置変更許可申請書の記載事項のうち、次の事項の記述の一部を改めている。

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

(4) 変更の理由

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第1項の規定に基づく命令について（原規規発第1906193号令和元年6月19日）」を受けたため、降下火砕物の最大層厚を見直し、関連する記載の一部を変更する。



参考図 発電所全体配置図

原規規発第 21031711 号
令和 3 年 3 月 1 7 日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、2019年9月26日付け関原発第241号（2021年1月26日付け関原発第556号及び2021年2月26日付け関原発第599号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

(別紙)

関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

2019年9月26日付け関原発第241号（2021年1月26日付け関原発第556号及び2021年2月26日付け関原発第599号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年6月30日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の概要について

令和3年3月

原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 関西電力株式会社
住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号
代表者の氏名 取締役社長 森本 孝

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
名 称 大飯発電所
所 在 地 福井県大飯郡おおい町大島

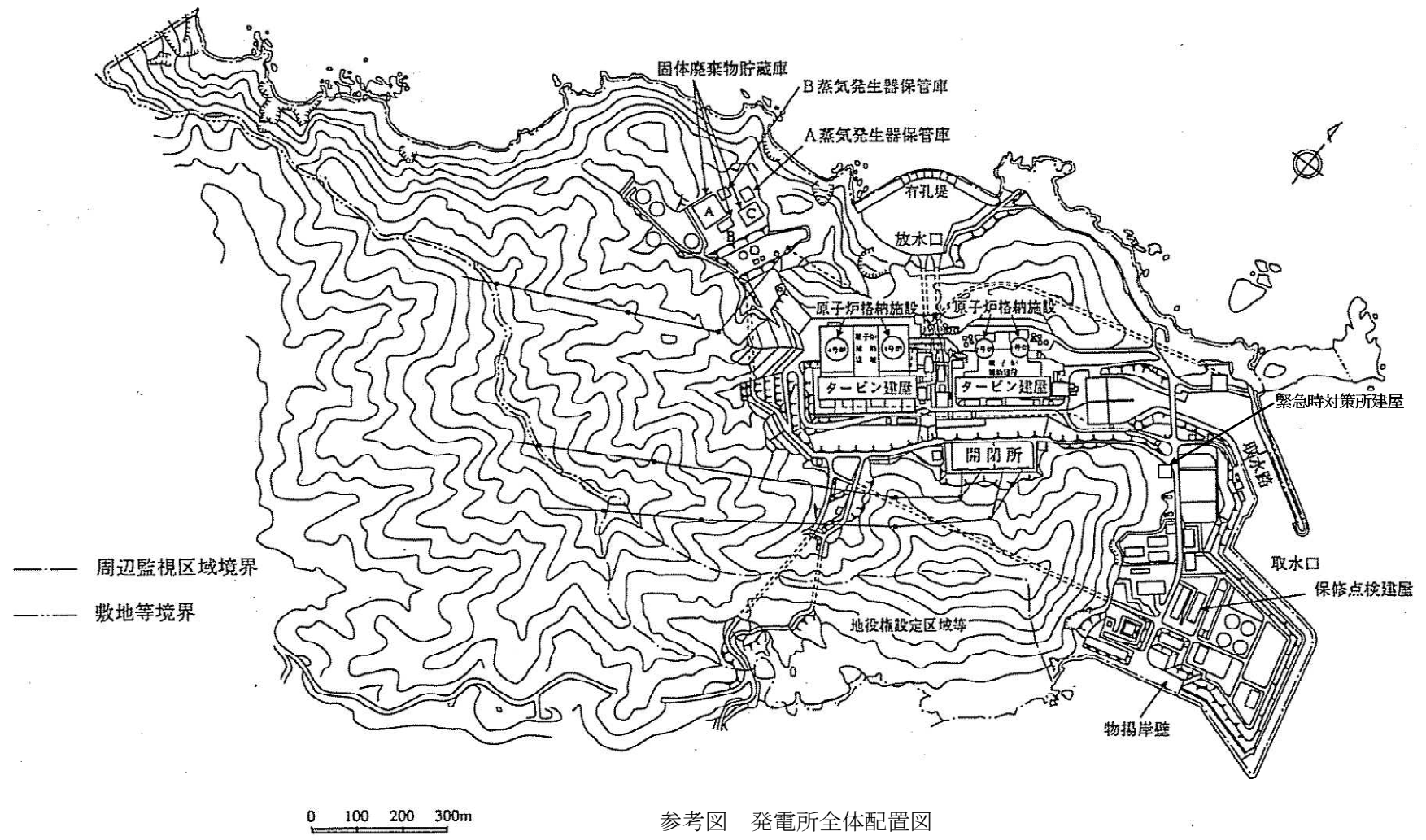
(3) 変更の内容

昭和47年7月4日付47原第6733号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた大飯発電所の原子炉設置変更許可申請書の記載事項のうち、次の事項の記述の一部を改めている。

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

(4) 変更の理由

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第1項の規定に基づく命令について（原規規発第1906193号 令和元年6月19日）」を受けたため、降下火砕物の最大層厚を見直し、関連する記載の一部を変更する。



参考図 発電所全体配置図